

平成28年第1回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年1月15日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第1号 平成28年度教育関係当初予算案について
(2) 議案第2号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
(3) 議案第3号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
(4) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
(5) 議案第5号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
(2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
(4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
(5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
(6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
(7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
(8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継

続審議]

- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
区政の改革に向けた資料について
その他
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時19分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部光が丘図書館長	加 藤 信 良
--------------	---------

教育長

ただいまから平成28年第1回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が4名いらしている。よろしく願います。
今年初めての教育委員会である。本年もどうぞよろしく願います。
では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案5件、陳情10件、協議1件、教育長報告1件である。

(1) 議案第1号 平成28年度教育関係当初予算案について

教育長

初めに議案である。
議案第1号、平成28年度教育関係当初予算案についてである。資料1が出ているので、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この議案については、私立幼稚園に関する予算案が含まれている。具体的には資料の3枚目の「平成28年度教育関係当初予算案における主な事業について」の裏面の子育て分野の(13)「練馬こども園への支援・認定拡大」が該当する。安蔵委員は私立幼稚園の園長を務められていることから、これは直接の利害関係がある案件となる。そこで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第6項の規定に基づき、各委員の同意を得た上で、予算案全般についてはご意見・ご質問をいただき、私立幼稚園に関する予算案を採決する際は、安蔵委員にはご退室いただきたいと思います。それよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。
では、提出された資料について、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

長島委員

非常に単純なご質問なのだが、各経費が上がっている理由を簡単に結構なので教えていただきたい。

教育総務課長

1枚目の教育総務費の当初予算額をご覧いただきたい。約5億円の増額になっている。

これは、先ほどご説明したが、英語教育やALTの充実、それから、学校と地域の連携事業を充実するための増額である。

小学校費および中学校費については、校舎等の改築や改修の経費がかかっており、その部分の増額が主なものである。

4番の幼稚園費は5億円ほど増額しているが、こちらは練馬こども園の整備等、私立幼稚園にかかる経費の増が理由である。

また、こども家庭費で27億円増額しているが、こちらは、子育て分野の中で示させていただいたさまざまな取組が、それぞれこの増につながっているとご理解いただければと思う。

長島委員

ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

このような大きなお金の額なので、それぞれ1つずつが丁寧な過程を積み重ねた額になっているのだろうと思う。次回の教育委員会の際に改めて詳細を示していただけると説明があった。この額は、例えば、ねりっこクラブを3つ作るための費用かと思うとそうでもない。居場所づくり事業をまた3校実施するという事なので、その費用などを積み重ねるとこの費用になるのだろう。予算というものは、事業を行う部門が120%欲しくても、いろいろな調整によって、90%、あるいは80%へと調整されるのであろう。この数字に落ち着くまでの過程の大変さは、どのようなものであろうか。担当の方たちの提案により決まっていくのか。どのようにしてこの数字が出てくるのかと素朴に疑問に思った。

教育総務課長

予算については、まず私ども所管する各課が、このような事業に取り組むに当たってはこの程度の費用がかかるということ、いろいろ見積もりをとり、他の自治体の例などを踏まえながら積算をし、そして財政部門へ提出する。そこでまず、そもそもこの金額妥当なのかという事務的なやりとりがあり、その上で、全体の予算の伸びがどこまで認められるのかという観点の中で、個々の部分での積み上げをし、全体としてどれだけの伸びになるのかということをお案しながら、1つ1つの事業や取組に対して査定という作業を行うことで、次第に金額が落ち着いてくるという形になっている。

一方で、経常的な経費とともに、やはりアクションプランに基づく取組については政策的な部分もあるので、事務的にはこの程度が妥当であると見積もっていても、いや、もう少し積極的に行うべきだという話があれば、その部分についてはもう少し予算を増額してつけるという調整をしながら、だんだん固まってくるという流れである。この流れの中で、これらの数字に落ち着いた。

坂口委員

今回、教育について、このようにたくさんの予算を増やしていることに関しては、教育に対する練馬区の姿勢がしっかりとここにあらわれていると解釈した。例えば、英語教育を充実することや、学力を向上させるための特別支援など、それぞれに方針があり、それに予算が充てられたということによろしいか。わかった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

次回の教育委員会で詳しい資料を出していただけるということなので、そのときに説明があるかと思うが、(3)学習支援事業「中3勉強会」の充実とある。これは就学援助の対象となる世帯の中学3年生の子供たちを対象にした、受験に備えるための支援で、今までにも非常に希望者が多い事業である。対応できる限りということで、200人に絞って行うと説明をいただいている。それでも、やはりこれだけの額のお金が200人に対してかかるのだなと思った。次回のときに、簡単で結構なので、おおよその内訳等をお知らせいただけたらと思う。

また、(4)の特別支援教室の設置について、これも28年度から65校分を実施するということなので、ここもおおよその内訳を知りたいと思った。

5番に関しては、感想であるが、練馬区は大泉第一小学校での切りつけ事件があった。子供たちの安全に関して、何とかならないかという地域や区民の皆さんからの声に応えて、この防犯カメラを設置することになった。非常に費用はかかっているが、これで何とか対策はとれたかと、安全上は心強くなったと思っている。

6番の校内LANの敷設については、これもいろいろと総合教育会議でも言われていた。この予算案を拝見して、ようやくLANが整ってきて、次年度からはいよいよ活動のために使われていくのだろうという感想を持った。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

裏面である。(15)区立保育所の建設を忘れていた。東大泉保育園の改築にかかわることで予算が出ているが、ここは定員が今までよりも増えるのかを、次回以降で構わないので教えていただきたい。

子育て支援課長

都営住宅の改築を伴うため、東京都と具体的に詰めている部分である。基本的には、増やせる部分は増やす方向で精査をしていきたいと思っているが、具体的などはまだこれからである。

外松委員

ありがとう。

教育長

都営住宅なので、東京都との調整が必要である。

外松委員

そうであった。わかった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

それでは、まず、私立幼稚園に関する予算案について採決する。安藏委員はご退室いただけるか。

(安藏委員 退室)

教育長

それでは、先に私立幼稚園に関する予算案について採決したいと思う。

具体的には、先ほども申し上げたが、(13)「練馬こども園への支援・認定拡大」についてである。これについては「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、私立幼稚園に関する予算案については「承認」とさせていただきます。

では、安藏委員に入室していただく。

(安藏委員 入室)

教育長

それでは、私立幼稚園に関する予算案以外の予算案についてはいかがか。「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、今回は私立幼稚園に関する予算案と、それ以外の予算案について個別に採

決したが、それぞれ「承認」となったので、議案第1号については「承認」とする。

- (2) 議案第2号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第3号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

次の議案である。

議案第2号、「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。

その次の議案、議案第3号、「練馬区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

もう一つ、議案第4号、「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

以上の3つの議案は関連する内容なので、併せて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

教育委員会が所管している事業に関する条例を改正する際には、議会の議決が必要である。議会の議決を得るためには区長から議会へ条例を提出する必要がある。このため、区長に対して、条例をこのように改正してほしいと依頼するという内容の議案3件である。今回は、改正内容はそれほど多くはなかったが、何かご質問があったらお寄せいただきたい。

坂口委員

地方公務員法は、昭和25年からずっと全く改正されずに今まで来ているのか。

教育総務課長

昭和25年に制定されてから、幾つかの改正があった。毎年のようにとまではいえないが、かなり改正はされている。

坂口委員

そうなのか。資料に昭和25年と書いてあるため、地方公務員法というものは、とても古い昔の法律だなと思った。

教育長

最初に制定されたものとは大分変わってきている。

坂口委員

法律としては、まだこれは生きているのだな。

教育長

ほかに何かあるか。

よろしければここでまとめたと思う。

議案第2号、第3号および第4号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第2号、第3号および第4号については「承認」とする。

- (5) 議案第5号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

次の議案である。

議案第5号、「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。資料5の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件についてはいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第5号については「承認」とさせていただく。

議案は以上である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続

- 審議]
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
 - (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
 - (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
 - (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
 - (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
 - (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
 - (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
 - (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
 - (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

続いて、陳情案件である。

まず、平成27年陳情第9号の、区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書について、追加署名が提出された。事務局より報告をお願いします。

事務局

平成27年12月17日付で49名分の追加署名が提出された。合計797名となる。

教育長

この陳情に関する審査は次回以降に行うこととし、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

次の陳情である。平成26年陳情第2号、特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて。これについては本日新たに資料が提出されている。資料の説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

陳情の内容は、練馬区の小学校にも肢体不自由児のための特別支援学級をつくってほしいという趣旨である。本日は、現状や肢体不自由の定義など、基礎的な認識を共有したいということで資料が出されている。

この陳情の審査をしていきたいので、ご意見・ご質問をいただければと思う。いかがか。

練馬区の場合には、特別支援学校に通っている児童の数は66人ということだ。小中学校の通常学級に通っている肢体不自由の子供たちは何人ぐらいいるかはわかるか。

学務課長

通常学級に行っている肢体不自由の子供の数については、あえて人数を分類して数えることは現在行っていない。理由としては、肢体不自由の障害は、体の一部が動かさにくい、動かないといったものであるが、それには程度があり、軽いものから重いものまでである。逆に言うと、仮に軽い脳性麻痺があり、座る動作に若干難しさがある子供がいたとしても、知的な遅れがなければあえて特別支援学校に行かなくてもよいし、特別な支援がなくても通常学級に通えるケースもある。したがって、あえてそのような子供たちを障害児であるという分類はしていないので、人数は数えていない。

その上で、先ほど説明させていただいたように、「特別支援学校 適」とは判断されないが、通常学級に一部体に障害がある子供が行く場合で、かつ移動や日常生活動作の支援が必要な場合には、生活支援員の配置を行っている。この支援員が配置されている数を参考に説明させていただくと、今年度の当初の数で、小学校の通常学級に18名この支援員をつけた子供がいる。

教育長

今、情緒障害に関する特別支援教室をつくるという動きがあるが、固定級として設置されている特別支援学級は知的障害である。23区全体を見渡しても肢体不自由に関する特別支援学級はなかなかつくりだされていない。目黒区で1校、世田谷区に2校だけという状況である。その辺の背景は何か聞いているか。

学務課長

まず、今現在、特別区の中で設置が行われている目黒区と世田谷区については、事務局で先方に問い合わせ、内容について取材を行った。まず、それぞれの学校が設置された時期から説明させていただく。目黒区では、油面小学校に肢体不自由の学級が昭和38年に設置された。世田谷区の場合には、まず松沢小学校で、これは昭和50年に設置されている。世田谷区には2校あるが、もう1校は平成21年に開級している。

どのような経過でこの2つが設置されたのかについてだが、まず、昭和22年に教育基本法がつくられ、その中で中学校までの9年間の義務教育化が定められた。これが今も続いている。ただし、このとき同時に整備された学校教育法の中では、養護学校の制

度はあったものの、養護学校自体が義務教育ではないという位置づけだったため、養護学校の対象は基本的には軽度の障害児までとされていた。義務教育が教育基本法の中で定められ、保護者には就学義務が課せられるが、逆に言うと、重度や重複の障害児はこの就学義務の猶予や免除の対象者という位置づけになり、学校に行かなくてよいという形になっていたのが、この当時の状況である。

この学校教育法が改正されたのが昭和54年で、この昭和54年の学校教育法の改正によって、養護学校も義務教育機関となった。その中で、現在では、重度や重複の障害児も養護学校へ就学することが基本的に義務とされている。

先ほど、目黒区と世田谷区の学級について申し上げたが、最初に設置されたものについては、どちらもこの昭和54年より前の話であり、学校教育法等の制度が変わる前に先駆的に始められた教室という意味がある。

また、世田谷区で2校目が平成21年に設置された経緯であるが、世田谷区も練馬区と同じように東西に線路が何本か走るような形になっている。1校目として昭和50年に設置された松沢小学校は、世田谷区が一番北、下高井戸にある。この1校で区内全区域の肢体不自由の子供の受け入れを行っていたのだが、南側からのアクセスが大変悪いことから、新たに設置してほしいという要望が強くなってきたため、世田谷区が一番南側の田園調布、玉川あたりに、奥沢小学校を平成2年に設置したのが経緯である。

また、現在、その両区が肢体不自由に関する特別支援学級を行っている中でどのような状況にあるのかについても担当者に聞いた。まず、目黒区では、特別支援学級として行ってはいるが、実際には「特別支援学校 適」の重度・重複障害児ばかりが入ってくる形になってしまっている。また、目黒区は、特別支援学校がそもそも区内にないため、そのようなニーズを受けるために、開設以来今も廃止することができずに続けることになっているという説明があった。

世田谷区については、当初からの開設があって現在も行っているが、運営面ではさまざま困っている点もあるという話があった。具体的には、特別支援学級を運営していく中では、どうしても現実的にハードやソフトの制約がある。その中で保護者の協力を仰がなければならない。また、子供の数が決して多くはないことから、教員の数に限りがあり、かつ教員の異動もあるため、安定的な学級運営にとっても苦慮しているという感想を持っていると聞いている。また、肢体不自由の学級で介助員をつけなければいけない面もあり、こちらについても採用・配置がかなり困難で、両方とも、運営するにはなかなかつらい部分もあるという感想を持っていると聞いている。

教育長

各区の背景や周辺の状況をまとめて担当課長からご報告いただいた。
ご意見をどうぞ。

坂口委員

私は大泉特別支援学校の近くに住んでいて、入学式や卒業式にも参加している。隣の小学校との交流なども見ているため、ここに通っている方の様子は私はよくわかっているつもりだ。まず、通学に当たっては、4台か5台ぐらいの大型バスに介助員が乗って

通学している。その方たちが自分の地区内の学校に行きたいとなると、あのバスを一体どこに停めたらよいかなどの課題があり、肢体不自由の特別支援学級を普通の学校の中に置くことは非常に難しいと思う。全ての学校で受け入れるような体制を整えるまでには、大変な設備の改修が必要になるのではないかと思います。ここに陳情書が提出されているが、自分の地区内の学校に行きたいという要望は、どの程度ニーズとしてあるのかを伺いたい。

学務課長

まず、今回の陳情にあるような、練馬区内に特別支援学級を設置してそこに通いたいという要望がどれくらいあるかという話である。まず就学相談でこのような肢体不自由の子供たちが入学する場合には、今現在、練馬区の場合には、都立の特別支援学校がふさわしいから、そちらに通うほうがよいという判定をするか、そうでなければ、通常学級に入ることを基本として考えている。したがって、判定は、「特別支援学校 適」か、あるいは「通常級 適」のどちらかにするという形になる。この判定を毎年行っている中で、保護者の方から、判定の結果に不安があるというケースもときどきある。その内容は、「特別支援学校 適」、つまり、障害が重いので特別支援学校のほうがふさわしい就学先であると教育委員会が判定した場合に、それでも何とかして通常級に入れてほしいという要望がほとんどである。したがって、今回の陳情のような特別支援学級に入れたいというケースは必ずしも多くない。

教育長

これまでも通常学級で随分受け入れている。そのために階段に昇降機を設置したり、先ほど話があったように、学校生活支援員をつけて介助をするというような体制をとれる範囲でとっている。

ほかにいかがか。

外松委員

全く別角度になってしまうが、3ページの7番のところにある生活支援員のことである。学校生活支援員は非常勤で、学校生活臨時支援員は臨時職員とある。この方たちの働き方の違いについて教えていただきたい。

学務課長

非常勤と臨時職員では、雇用の形態と給与の配分に大きな違いがある。非常勤であれば、月に日数を決めて、その中で勤めることになる。また、基本的には選考を行って採用しているため、定数となっている。臨時職員は、あくまで臨時的な任用という形になるので、基本的な雇用の形態が半年ごとに切れる。このように、待遇と給与に差がある。

教育長

ほかにいかがか。

なかなか難しい案件である。肢体不自由のための特別支援学級をぜひつくってほしい

という内容であるが、なかなか難しい部分もあるかと思う。しかし、子供にとってみれば、どの学校に通いたいか、保護者も含めていろいろな要望があるため、そのような要望に応えていくことが我々の仕事であることも間違いない。子供たちにとって一番望ましい教育環境を得るために、我々も大いに努力しなくてはならない。そして、どのようなところを努力しなければならないのかという点については、これからも考えていかなければならない大きな課題である。

坂口委員

知的障害の方などで、学籍は自分の地域の学校にあり、週2・3回ほど特別支援学級へ通うことを何と呼んでいたか。

教育長

通級である。知的障害は固定級であるが、情緒障害などは通級学級である。

坂口委員

おそらく、肢体不自由だと、ストレッチャーなどのいろいろな器具が必要になる。毎日自分の地域の学校に通うのではなく、特別支援学校に在籍しながら、週に何回かはその自分の地区内の学校に行き、地域の人や子供たちと触れ合うという方法になるのか。

学務課長

まず、肢体不自由の子供の教育カリキュラムの内容について、特徴的なことを申し上げると、通常の学習的な意味合いのものに加えて、自立活動を恒常的に行う必要があるということが肢体不自由の障害の特徴である。具体的にはどのようなことを行っているかと言うと、姿勢の保持が確保できない子供の障害の場合には、姿勢保持ができるようにすること自体を学習する時間が繰り返し必要である。あるいは、先ほどの説明の中にも出てきたが、身体機能の改善も必要である。関節の可動領域は動かさなければ狭まってしまうため、これを防ぎ、動かすこと自体が勉強ということがある。そこで、そのような重い子供については、特別支援学校で、基本的には毎日そういったことを行いながら、勉強もペースに合わせて行っていくという方法になる。

そうすると、その子供は特別支援学校にずっと通うことになり、住所の地域とは関係が薄くなってしまふという心配が出てくるが、これを避けるために、現在、副籍交流制度を設けている。特別支援学校に通っている子供は、全員が地元の住所の学校に副籍を持ち、その学校と交流をする。方法としては、特別支援学校に特別支援教育コーディネーターという教員がいて、その教員が地域の学校との調整を行い、できる交流の内容を進めている。その子供の障害と受け入れる学校の状況等があるので、同じことを行っているわけではない。学校ごとに異なる。例示すると、特定の授業や行事に直接その子供が参加する場合や、あるいは運動会に参加というよりは見学や応援に行く。あるいは、例えば学級だよりや学年だよりといったものをお互いに見たり、展覧会へ作品を出品したりと、直接的・間接的な方法で交流を行う制度を、現在、全ての学校で行っている。

坂口委員

わかった。そういうことはできているのであるね。

教育長

では、本日の審議はここまでとし、次回以降、改めて議論したいと思う。本日のところは、この平成26年陳情第2号については「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

その他の陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いているので、本日は全て「継続」としたいと思う。よろしく願います。

協議(1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(1)平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。これについては、前回までで教育委員会としての意見のまとめは終わっている。今、有識者の方のご意見をいただいているところであるので、本日は「継続」とさせていただきたいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

区政の改革に向けた資料について

その他

その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件ご報告する。

それでは、資料7の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

主に教育委員会が所管している部分を中心に説明していただいた。これについては既に12月に区民の皆様にも公表させていただき、区民意見反映制度として現在意見をいただいている最中である。このような形で問題提起をさせていただき、区民の皆様から

いろいろなご意見を頂戴して、今現在、練馬区で進めている区政改革に結びつけていこうという内容である。おおむね10月には区政改革の計画を策定していきたいと思っている。

何かご質問はあるか。

外松委員

感想である。みどりの風吹くまちビジョンが打ち上げられ、今後の長い期間を見据えて区政を改革していかなければならない。この資料のように、私たち区民にとっても、わかりやすい文章や資料などを出していただくことで、区民みんなで考えていくことができ、区政改革に向けていろいろな立場の方のご意見が出るのではないかと考えている。

自分はよくわかっていなかったのだなと思ったのだが、先ほど少し説明があったが、17ページなどを見ても、区立保育園で0歳児1人当たりの保育に関する費用が月に51万円もかかっている。このようにたくさんのお金が1人に対してかかるのだと、改めて認識した。

耳にする話として、練馬区は子育てに関して非常に手厚い保護があり、ありがたいという話は、ほんとうにいろいろなところでよく聞く。今、練馬区は中学生まで医療費が無料になっているし、入院しても費用はかからない。それで、ほんとうは病院に行くほどでもないのに、無料だから医者に連れていく、無料だから不要なこともしてしまうというところが中にはあり、考えものだという声も少し伺ったりしている。

それは同じく自分も入るのだが、高齢者にしても同じである。1割負担だからお医者さんに行ってしまうと、自分でまず調子の悪さと向き合うことをせず、お金が安いからお医者さんにかかる。その結果、健康保険などの医療費が圧迫している部分もある。

また、例えば、生活保護に関しても、なぜか派手な生活をしている家庭が生活保護を受けていたり、子供たちの学費の支援を受けたりしている方もいて疑問を感じるという民生委員からの声も耳にした。

どこの区でも同じだとは思いますが、これからは高齢化が進んでいくため、税収が少なくなっていくことは確かだと思う。そのような限られた予算の中で、どうすれば多くの人々が納得しているいろいろな恩恵を受けながら豊かに生活していくことができるのか。いろいろな角度から真剣に考えていかなければならないときが来ているのだと、この資料を読ませていただいて、大変感じている。

教育長

ありがとう。とにかく持続可能な区政運営をしていかなければならない。そのためには当然、財源の問題が絡んでくる。ほんとうに必要な事業を展開するためにも、今行っている事業が果たして今の形でよいのかについて見直しが必要である。正直に区民の皆様と話をし、ぜひいろいろなご意見をいただき、区としての考え方や計画をつくっていこうという、大きな試みだと思う。

最後の82ページの2つ目を ごらんいただきたい。先ほど課長からも話があったが、2月8日まで区民意見反映制度による意見の募集を行っている。

さらにその下に表があるが、今月6回にわたって、区長が区民の皆様と直接話し合い、

意見を交換する機会を設ける。表にある日程で、区長とともに練馬の未来を語る会を開催していく。

外松委員

先ほどの私の発言について、少し補足させていただきたい。先ほどの発言だけだと誤解されてしまうと思ったので。

今、教育長もおっしゃっていたように、ほんとうに必要とする方のところへ届く、必要としているところに区のお金が使われていく、そのようにありたい。また、区民の1人として、そのような意識をもっていきたいと思う。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

私も、この資料を読んでほんとうに驚いた。練馬区の表も裏も、そして借金も全て、全部区民の前に公表している。この資料がつくられた意図や情熱を感じた。この資料をつくるためにほんとうに皆さんどれだけ時間をかけられたのか。一番驚いたことは、練馬区が所有している建物の面積まで全部上げてあった。小・中学校がもちろん多いのだが、隅々に至るまで、これだけの面積の施設が練馬区には今あると、そのような内容が書かれていた。

また、交通の空白地帯を示す地図や説明の言葉もわかりやすい。練馬区の職員全員がこれを全部把握しながら進めば、練馬区政はとて前向きになるのではないかという希望をもった。全体的に捉えずに、例えば、私たちの学校のどこにきれいにしてほしいとか、このようにしてほしいという言い方はよく耳にするが、区全体の財政から考えれば、勝手なことともとれる。全部を見渡しながら進めなければならないという自覚がとて強くあり、ほんとうにすばらしい資料だと思う。私はこのような資料に初めて出会った。

教育長

よろしいか。

それでは、その他の報告はあるか。よろしいか。

では、委員の皆さんから何かご発言はあるか。よろしいか。

それでは、以上で第1回教育委員会定例会を終了する。